

発議第6号

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成21年6月17日提出

提出者 高山市議会議員 下山 清 治

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三  
伊 鳶 明 博  
中 田 清 介  
水 門 義 昭  
野 村 末 男  
木 本 新 一  
中 箴 博 之  
岩 垣 和 彦

## 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和56年に創設され、発電電力量に応じて算出される交付額は市町村合併前の市町村毎に450万円から5,000万円、最長交付期間は30年とされている。

高山市においては平成20年現在において20の水力発電施設が交付金の算定対象となっており、当市ではその交付金を活用し、住民生活の向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付金の対象となっている水力発電施設の多くがまもなく最長交付期限の30年を迎えることになり、当市では平成23年に6施設のみが対象になる見込みであるが、交付金対象期間が終了し、算定対象外となる水力発電施設は今後も恒久的に運転を継続するものであり、円滑な運転継続に支障が生ずることが危惧されているところである。

豊富な水に恵まれた我が国において水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ環境への負荷が少ない発電施設として、これまで多くの電気を安定的に供給し経済発展に寄与してきたこと、そしてその発展は発電施設の建設に協力してきた地域の理解によるものであることを十分認識すべきであると考える。

よって、国におかれては、交付金の算定対象となる水力発電施設の交付対象期間を、発電施設の運転終了までとされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月17日

高 山 市 議 会